

平成30年12月11日

日本経済再生総合事務局

昨年度における国の実証プロジェクトで得られたデータの共有開始について
標記につきましては、自動走行に係る官民協議会において策定された「国の公道実証プロジェクトで収集・共有するデータの基本的な考え方」に基づき、昨年度の実証実験で取得したデータを取りまとめ、共有できるようにいたしましたので、下記のとおり御連絡します。

記

1 共有方法

データ取りまとめ官庁（SIP 自動走行システムの事務局を担う内閣府担当部局）において、インターネット上に一般には非公開の掲載ページを設置しました。

当該ページから、必要に応じ情報を取得して御活用ください。

なお、ページへのアクセスには、ID・パスワードが必要です。掲載ページのアドレス及びID・パスワードにつきましては、別途各メンバー宛てに御連絡します。

（【別添】4.（2）イ. ②参照）

2 国の公道実証に参加していない事業者、自治体、一般に対する情報提供

国の公道実証に参加していない事業者、自治体、一般に対する情報提供につきましては、先の第5回官民協議会にて使用した資料（※）をもって、この公表に代えることといたします。

（【別添】4.（2）エ. ①参照）

（※） <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/jidousoukou/dai5/siryoul.pdf>

国の公道実証プロジェクトで収集・共有するデータの基本的考え方(抄)

4. データの収集・共有・分析・活用

(1)基本的考え方

自動走行の社会実装を加速するため、様々な走行環境における公道実証の成果・データを 関係者間でしっかり共有し、実ニーズに近い形への公道実証の高度化、必要な制度・インフラ整備、事業性の判断につなげていくことが必要である。

一方で、官民の連携・信頼の上で、データが積極的に収集・共有されるよう取り組むためには、事業者にとって機微なデータの共有範囲や、情報・データの政府側の責任ある管理が求められる。

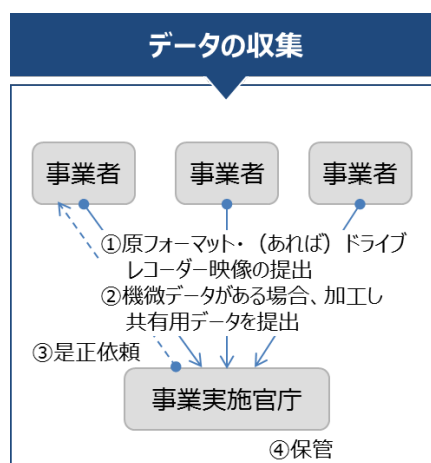
関係者が安心して、必要なデータの収集・共有を継続的に行えるよう、機微な情報・データの取扱い等にも留意し、以下の通り、データ収集・共有の体制やルールを明確化する。

(2)データの収集・共有体制、ルール

ア. データの収集

①事業者は、プロジェクト目的に応じた委託契約等を踏まえ、事業実施官庁に対し、公道実証で得られたデータを3つのフォーマット（「走行環境データ」、「困難な状況データ」、「事業性データ」）に記載し、事業実施官庁に提出する（以下「原フォーマット」）。「困難な状況」のドライブレコーダー映像を記録している場合は、あわせて提出する。

②事業者間の競争領域に係る 機微データが存在する場合は、事業実施官庁と調整の上、必要な表現修正や非開示部分につき加工したフォーマット（共有用フォーマット）、及びドライブレコーダー映像を記録している場合は個人情報の保護など共有用に加工したドライブレコーダー映像を、あわせて提出する。（以下

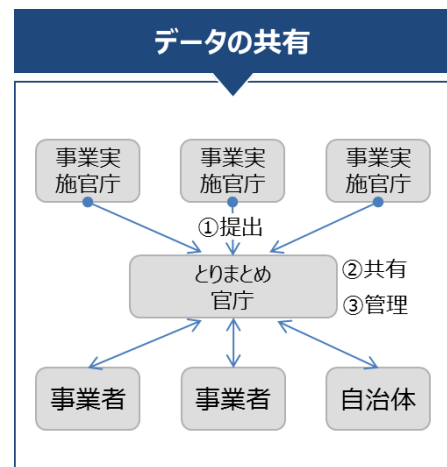


「共有用データ」)

- ③事業実施官庁は、事業者毎にデータのばらつきが発生しないよう、必要な場合は是正依頼を行い、調整する。
- ④事業実施官庁は、機微データが含まれる「原フォーマット」や、フォーマットの記載の元となった「元データ」等が併せて提出された場合には、当該「元データ」等の管理を含め、責任を持ってデータを保管する。

イ. データの共有

- ①事業実施官庁は、「原フォーマット」と「共有用データ」を明確に峻別の上、データとりまとめ官庁¹に提出する。なお、「困難な状況」のドライブレコーダー映像の提出にあたっては、個人情報の適切な保護や、当該事象発生時の状況が過不足なく分かるよう必要な加工を行った上で提出する。データとりまとめ官庁は記載内容の不備やデータのばらつきについて、必要な場合は事業実施官庁と調整することができる。



- ②データとりまとめ官庁は両者を集め、「原フォーマット」については、制度・インフラ整備、公道実証の高度化、社会実装の加速の検討など行政目的に必要な業務を担当する職員が所属する課室を特定した上で、関係省庁に共有する(IDとパスワードによるアクセスなど効率的かつ適切な情報管理、共有方法を検討)。「共有用データ」については、関係省庁²・特定事業者³間に共有する(IDとパスワードによるアクセスなど効率的かつ適切な共有方法を検討)。
- ③データとりまとめ官庁は、責任を持って、機微データが含まれる「原フォーマット」、「共有用データ」をサーバー上で管理する。データとりまとめ官庁は情報共有のハブとして、予算の裏付けを持って適切に集中管理を行う。データの保存期間等については、必要かつ効率的な共有を図る観点から、来年度以降の公道実証を進めながら検討する。

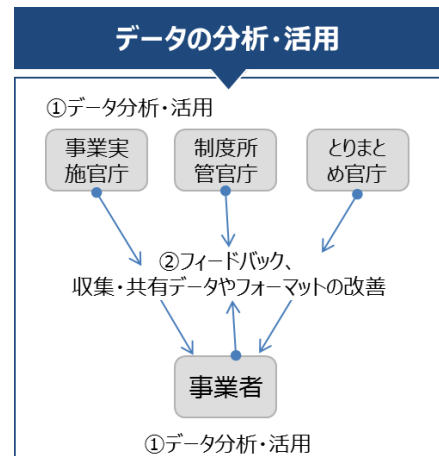
¹ SIP 自動走行システムの事務局を担う内閣府担当部局を指す。SIP 自動走行システムプログラム終了等の際には、改めて検討を行う。

² 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室、内閣官房日本経済再生総合事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省、警察庁、経済産業省及び国土交通省。

³ 自動走行に係る官民協議会に参画する民間事業者。

ウ. データの分析・活用

- ①事業実施官庁は、事業化に向けた課題の抽出・分析、公道実証の高度化の検討等に活用する。制度所管官庁は安全基準・交通ルール等の制度やインフラ等の整備など必要な分析・検討に活用する。社会実装を加速する観点から、必要なフィードバックを行うとともに、収集・共有すべきデータやフォーマットの改善等につき、官民協議会等を通じて意見・提案を行う。
- ②事業者は、事業性判断、事業化の検討、安全性の向上や必要な開発に活用する。活用状況を踏まえ、社会実装を加速する観点から、収集・共有すべきデータやフォーマットの改善等につき、官民協議会等を通じ、積極的に意見・提案を行う。
- ③データとりまとめ官庁は、公道実証の高度化に向けた事業実施官庁との調整・検討等に活用する。
- ④収集・共有されたデータを活用し、走行環境の複雑性の指標化の精緻化にもつなげていく。



エ. 国の公道実証に参加していない事業者、自治体、一般に対する情報提供

- ①データとりまとめ官庁は、国の公道実証プロジェクトに参加していない事業者や自治体など関心のある関係者への情報提供として、事業実施官庁から必要な資料・情報を収集・調整の上、国の公道実証プロジェクトについて一覧性をもって、どこで誰がどんな公道実証を行い、どのような成果が得られたのか等についての概要を把握しやすいように、公表する。
- ②事業実施官庁は、自ら実施する公道実証プロジェクトの結果・成果等について委託報告書等の成果報告書等を公表する。あわせて、上記①の参考となるよう、成果概要をデータとりまとめ官庁に提出する。
- ③自治体やその他事業者から、より詳細な成果・データの開示を求められた場合は、事業実施官庁が事業者と機微情報の取扱い等につき協議の上、責任をもって適切に対応する。